

船舶インシデント調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年4月30日 10時00分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第2区 西宮防波堤西灯台から真方位082° 1.1海里付近 （概位 北緯34°40.8′ 東経135°20.1′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機が停止して再始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年5月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.05m（登録長相当約2.745m）） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分5,500、1気筒、ボア55mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣りを終えて帰航中、船外機が突然停止して幾度か始動を試みたり、点火プラグを交換したりしたものの再始動できなくなった。</p> <p>操縦者は、備えていたオールで発航地へ戻ろうとしたが潮で流され、自力での航行を諦めて118番通報を行い、来援した海上保安庁の巡視船が操縦者を救助するとともに本船を揚収して帰航した。</p> <p>本船は、本インシデント後、操縦者が船外機の分解点検を行った結果、キャブレター内に直径1～2mmの錆びた鉄粉が見つかり、同鉄粉を取り除いたところ、船外機が始動できるようになった。</p> <p>操縦者は、船外機内の部品に錆は見当たらなかったため、スチール製の燃料油携行缶を確認したところ、外観に錆は認められなかったが、同缶内部に錆を認め、同缶の燃料油を給油した際、同缶内の錆が混入してキャブレターに詰まったと思った。</p>
分析	<p>本船は、航行中、燃料油に混入した錆がキャブレターに流入して閉塞したことから、船外機が停止して再始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>操縦者は、燃料油携行缶の外観に錆が発生していなかったことが</p>

	<p>ら、同缶内部に錆が発生していることに気付かず給油したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、燃料油に混入した錆がキャブレターに流入して閉塞したため、船外機が停止して再始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>操縦者は、本インシデント後、燃料油携行缶を錆が発生しにくいステンレス製品に買い替えた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、船外機の燃料補給に用いる燃料油携行缶の内部も定期的に点検し、必要に応じて給油ノズルにフィルターを設置するなど、給油時に異物が混入しないようにすること。